

## 『愚葉記目録』

藤原宗能（一〇八四―一一七〇）の日記は、中御門内大臣と号したところから『中内記』と呼ばれるが、『愚葉記』という呼称も存する。これは、宗能の父で『中右記』の記者である宗忠が、その父宗俊の日記を『尊林』と尊称し、自身の日記を『愚林』と謙称したのと同じく、宗能自身による謙称と思われる。『中右記』は龐大な分量が伝存し、白河・鳥羽院政期の基本史料となっているのに対し、『中内記』の伝存状況は極めて悪い。しかも、いくつか伝わる『中内記』写本についても、久安五年（一一四九）七月記は宗能の記で間違いないが、他の年次は『中右記』や『公教公記』が誤入したもので、もとの分量はおろか、おおよその記録期間すら定かでないというのが実情である。

今回紹介しようとする『愚葉記目録』（函架番号 九一―一五六五）は、九条家本第二十九箱の中に大破状態で紙縫仮綴じされ、江戸期仮表紙が付されていたもので、天治元年（一一二四）から大治五年（一一三〇）までの『愚葉記目録』であることが読み取れ、もとの形態が折り幅約二十七種の折本であったことが判明するぐらいで、大小三十九の断片と化しているものであった。そのため、まずは断片の配列作業が必要となるが、幸いなことに表紙と

巻末の部分が含まれていたため、それを両端に配置し、次に年次が記載されている断片を大体の間隔で仮り置きする。さらに年中行事や仏事、大きな出来事などで、他の史料から年月日が特定できるものを配置していく。この辺までの作業でかなりな部分が埋まるので、一紙分ごとの位置決めを行い、欠落部分については、破損部の形状や日付の連続性などを勘案しながら残りの断片が入るべき箇所を探していき、最終的な位置決めは修補係との協議の上で決定する。以上の作業の結果、全ての断片を配列し直すことができた。途中一紙分の欠落があるが、余分の断片もないところから、この一紙は大破状態となる以前の早い段階で失われたものと考えられる。

こうして本書は折本の元形態に修補復元された（江戸期仮表紙は巻末に挿入）のであるが、これと平行して、本書の内容が宗能の『愚葉記』の目録に相違ないかについての検証を行った。『中右記目録』など既に知られている記録目録とは異なることを確認した上で内容検討してみたところ、決め手となったのは、大治五年十月五日に記者が藏人頭に補されていることである。この日に右中将宗能と右中弁藤原頭頼が同時に藏人頭となっているが、後の記事から記者は頭弁とは別人で、必然的に記者が宗能であることが判明する。他にも大治五年七月七日条の「女子産事」という私的記事が『中右記』同日条と符合すること、記者が執柄家に近侍していることも含めて全体の書き振りが宗能の記録と見て違和感がないことなどから、本書は宗能の『愚葉記目録』に間違いないものと思われる。

天治元年の時点で宗能は既に四十一歳、正四位下右中将に達しており、この年から日記を書き始めたとは想定し難いことに加え、本書巻頭には「愚葉記第三帙目録」とあり、天治以前の二帙分の日記の存在を窺わせている。本

書の云う第三帙に十三卷七年分の日記が納められていたのであれば、第一・二帙にはさらに十数年分の日記が納められていたものと思われ、五位藏人に補された長治二年（一一〇五）頃から日記 شدしたとも考えられる。宗能は大治五年以降も日記したのであろうし、久安五年記が存在することを考えれば、その記録期間は「中右記」に匹敵する長期間であったことになる。また、概ね一年分が春夏と秋冬の二巻であるのは、原本が暦記であったためかとも思われるが、記事の内容も相当な量に及んでいたものと思量される。記文本体の大部分が失われてしまったことは、惜しみて余りあるところであるが、本書により、『愚業記』（『中内記』）のものと姿の一端が窺い知れるとともに、見出しだけにせよ、本書でしか知られない項目も多く含まれており、得られる情報は決して少なくはない。復元作業の報告を兼ねてここに資料紹介する次第である。

凡例

- 一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体字を正字に改めたものもある。
- 一、本文中に適宜読点および並列点を付した。
- 一、折り目には「」を付し、上部に（一オ）（一ウ）のように丁付を示した。
- 一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には（ ）で示した。

（宮崎康充）

（表紙外題）

「于時中将藏人頭

愚業記   元年

治五年」

（遊紙書付）

「十三ヶ巻

天治元年七月十   事、」

（オ）愚業記第三帙目録

天治元年 一卷 春夏

正月

元日、姫

小朝拜   節会、雨儀、

二    政殿拜礼事、

五日、朝   儀事、

七日、節会    中宮行啓事、

十五日、本府歩射真   事、

狐死為穢否事、

十六日、節会事、 十八日、賭弓依雨矢奏後延引事、」

（ウ） 廿日、中宮行啓事、 廿七日、内大臣大饗事、

廿九日、代始賭弓事、

二月

十日、(白河法皇)兩院(十九)日、法皇八幡詣事、  
(鳥羽上皇)

閏二月

十日、

十

三月

廿四日、尊 御読経事、

廿九日、

(四)月

一日、平座事、平野祭事、

三日、代始改元事、 十四日、賀茂祭事、

(2才) 十七日、吉田祭事、 廿三日、(守子内親王)齋宮御禊事、

五月

五日、左近 事、

十七日、同

廿八日、中宮 子始 浴殿事、

六月

一 五夜事、

五日、同七 兩寺僧俗参賀事、

七日、中宮御 祇園御靈会事、

廿三日、(通仁親王)皇子被下親 事、

天治元年 秋冬一卷

七月

(2ウ) 二日、若宮五十日事、今日戌時南方大流星事、

七日、(源雅実)大相国出家事、 十三日、若宮始依吉方渡御白川殿事、

十四日、院御盆使次第事、 日、野宮棟上材木点定事、

十六日、神事間 事、

十九日、雲 相書願文事、

廿三日、 事、

廿七日、 事、

八月

十二日、一代

宮 事、

十五日、放生会事、 六、駒牽事、

廿五日、初齋宮前駈定事、

九月

三日、御燈御禊、

日、 渡之事、 九日、平座入夜事、

十二日、初 事、 十一日、 事、

十三日、若宮

十 人神事沙汰事、

廿三日、

廿四日、齋 事沙汰事、

廿五日、同前駈当日 事、

廿七日、初齋宮入御野宮御禊事、  
卅日、一代一度大神宝使日時定事、  
齋院入御諸司卜定儀事、  
(孫子内親王)

大神宝三ヶ国使定并七道使々定文沙汰事、  
十月

一日、法皇於□□塔婆事、  
二日、禁中□□々事、

五日、□□入諸司欲有御禊事、

十五日、一代□□等被献神社事、

十七日、齋院□□

廿一日、□□参□□

廿四日、法勝寺大乘会始事、  
廿□□(五上)、齋院□□御禊事、

十一月

二日、新院御入御事、  
九日、陣定事、

十六日、五節参入事、  
十七日、殿上溯醉事、

十八日、童御覽事、  
十九日、豊明節会事、

□□一日、□□献策事、□□

廿四日、停中□□賀茂□□

廿七日、賀茂□□神楽事、

堂□□(待賢門)仏事、

廿八日、皇□□事、

卅日、御堂□□

十二月

一日、依有内侍所御神楽入夜参内事、  
五日、弓場始事、  
七日、新院被辞申御隨身有報事、  
十日、御躰御下奏事、  
十三日、八十嶋祭使立事、  
廿一日、御仏名初事、  
廿三日、御仏名終事、  
廿八日、臨時小除目事、  
□□追儺事、

天治二年春夏□□

正月

朔日、□□觀行幸事、

五日、依殿下□□事、  
七日、節会事、

十六日、踏□□事、

二月

五日、春日祭使出立省略事、  
六日、春日祭事、

七日、同帰洛事、  
十四日、内鬪鷄事、

十六日、新院作文事、

三月

三日、新院和歌会事、  
撰政灸治事、

四日、新□□事、  
□□勝□□僧御読経事、

十日、本院□□皇□□和歌会事、

十八日、□□事、  
(待賢門)為女院御産平安□□

十九日、□□事、

廿二日、臨時□□勝寺灌頂事、

廿五日、皇后宮百□□(令子内親王)經結願事、

四月

三日、女院御産定事、  
十九日、齋院御禊事、  
廿一日、同帰立事、院御見物事、  
廿六日、被補興福寺別当事、

(5ウ) 五月  
廿一日、同帰立事、院御見物事、  
廿六日、被補興福寺別当事、

九日、最勝講僧名定事、  
十二日、同第二日、  
十五日、同結□□  
十九日、女□□  
廿三日、本院□□  
廿八日、依御□□  
六月

一日、若□□  
二日、為□□  
十四日、祇園会馬長事、  
廿五日、若宮侍始事、

(6才) 天治二年秋冬一卷  
七月  
一日、於□□寺三ヶ日被転読孔雀経事、  
二日、大僧正□□  
十四日、御盆□□  
廿日、若宮□□  
廿七日、自本院被進□□  
八月

十二日、齋王御禊点地事、  
廿日、賀茂祭事、  
十一日、最勝講初事、  
十三日、同第三日、

九月、山座主於内被修熾盛光法事、  
十二日、於野宮管絃事、  
十八日、季御読経初事、  
廿五日、若宮初渡御二条殿事、

九月、若宮御百日事、  
廿四日、常行堂御念仏結願事、  
十月

七日、八幡行幸延否議定事、  
十日、同片舞事、  
十九日、行幸□□  
廿七日、□□棟上事、

八月

(7才) 九月  
九日、院御熊野訪御先達事、  
廿二日、五節参入事、  
廿四日、童御覧事、  
廿九日、依御物忌臨時祭使已下騒然事、  
卅日、臨時□□  
十月

九日、初行幸八幡宮事、  
十日、同片舞事、  
十九日、行幸□□  
廿七日、□□棟上事、

十一日  
三日、院御熊野訪御先達事、  
廿二日、五節参入事、  
廿四日、童御覧事、  
廿九日、依御物忌臨時祭使已下騒然事、  
卅日、臨時□□  
十二月

九日、院御熊野詣事、  
廿三日、殿上瀾醉事、  
廿五日、節会事、

熊野別当叙法橋□□  
堂焼亡院御所近々□□

熊野別当叙法橋□□  
堂焼亡院御所近々□□

七日、弓場始事、  
十二日、解齋御粥事、

十三日、第二皇子始聞食魚味事、

十九日、御仏名事、  
廿日、同中夜事、

廿一日、同終事、  
廿二日、法成寺卅講結願事、

同日、最勝寺灌頂事、  
廿七日、兩院荷前事、

廿九日、追儼事、

(7ウ) 天治三年 正月 春夏  
一卷

元日、院拜礼事、

今日内依御物忌節会無出御儀、又止小朝拜事、

二日、朝觀行幸事、殿上測醉事、

三日、参方大将亭、談言行  
幸問事、七日、白馬節会事、

十三日、三院日吉御會終事、

天治三年改元  
大治元年 二月

二日、本院御移徙、

六日、被行御読経事、  
十三日、千僧御読経事、

廿二日、除目始事、

三月

(8才) 七日、御塔供養事、右御幸、一代一度仁王会事、

十八日、八幡御幸事、

尊花堂壇中有死穢遍滿天下事、

四月

八日、灌仏事、  
吉田祭事、

廿三日、齋王御祓、  
野祭事、

廿五日、賀茂祭三院御見物事、

五月

五日、上巳御祭事、

五月五日午日御馬御覽事、

八日、院百鉢愛染王供養事、御産御祈、

九日、北野依有死地被行軒廊御卜事、

十二日、最勝講初事、  
十六日、同講結願事、

(8ウ) 十七日、季御読経事、  
廿日、同結願事、

六月

十四日、祇園会事、  
廿九日、祓事、

大治元年 七月 秋冬一卷

二日、女院御産祈小塔并五大尊六字明王被供養事、

三日、祈年穀奉幣事、  
九日、院御仏供養事、

彗星事、  
十二日、右兵衛尉宗元字菅補

十四日、御盆使事、犯人為被院門前事、

十六日、孔雀明事、  
十九日、尊勝寺御八講事、

廿一日、御念仏結願事、  
廿二日、御八講結願事、

廿三日、女院御産平安事、  
廿五日、齋王依母遭喪出本院給事、

八月

九日、大殿御堂供養事、  
十日、移徙事、

十四日、放生会令下向給事、  
十五日、放生会事、

十七日、女下内親王宣旨事、

廿日、院御灸治事、

(9才)

九月

十一日、例幣也、幼年御時撰政令向八省給事、

十月

五日、弓場始事、  
廿四日、大乘会始事、

廿七日、同五卷事、

閏十月

十日、季御読経事、  
十三日、同結願事、

廿八日、前齋宮御仏事、

十一月

(9ウ) 一日、朔旦冬至事、

五日、平野祭事、  
十二日、太神宮借殿遷宮□、

廿二日、朔旦叙位并五節参入事、

廿三日、殿上測醉并所々測醉事、

廿四日、同童御覽事、  
卅日、賀茂臨時祭事、

十二月

四日、於殿上直廬被行秋除目事、

六日、内侍所御神楽□□太神宮仮殿遷宮□□

十二日、神今食依禁中犬死穢延引事、

依同穢伊勢奉幣延引事、

殺生禁断事、

(貼紙)

「十三日、新所御幸事、  
十五日、御仏名事、

十六日、三院雪覽御幸事、  
十七日、座主申慶賀御見物事、

十九日、□御仏名三ヶ夜一夜被行事、

鞍馬寺□□事、

(10才) 廿日、官奏事、御仏名事、

廿一日、依雨御幸并姫宮着袴延引事、

丈夫元服事、

廿七日、依姫宮御着袴事三院御幸新造□□

同二年 太治也 正月 夏欠 十月欠

元日、依幼主儀無四方拝事、院拝礼事、

女院拝礼事、小朝拝事、節会事、

東宮御節供事、

三日、朝覲行幸事、  
五日、叙位事、

六日、法勝・尊勝兩寺修正事、

七日、節会事、  
八日、御齋会始事、

(10ウ) 十二日、法皇御塔供養事、  
十四日、御齋会終事、

七月

十日、勘春日遷宮日時事、

十九日、尊勝寺八講事、  
廿二日、同結願事、

廿六日、放生会次将沙汰事、

八月

二日、院薬師経御読経事、

十四日、放生会下向事、  
十五日、放生会事、

廿三日、秋仁王会事、

九月

二日、女院御産御祈事、  
十一月、  
一日、高野詣勅使参東南院事、  
三日、宇佐使立事、  
初齋院事、  
十三日、撰政若君卒事、  
十五日、五節参入事、  
十七日、童御覽事、参齋院事、  
十八日、節会事、  
同帰立事、  
十二月、  
五日、院於広隆寺御修法結願事、公家有御諷誦使□、  
十九日、弓場始事、  
廿五日、御書始事、  
卅日、追儼事、

(11才)  
十一日、女院御産、(雅仁親王 第四皇)□、  
六日、高野詣還御事、  
十一日、七瀬御祓事、  
十四日、大原祭奉幣事、  
十六日、測醉事、  
廿三日、賀茂臨時祭事、  
廿五日、新院御参籠広隆寺事、

(12才)  
二月  
廿六日、御書所作文事、  
三月  
八日、三院自熊野還御事、  
十三日、圓勝寺供養事、  
十五日、春日行幸行事所始事、  
十七日、中納言雅定舞胡飲酒事、三院御覽、  
十九日、日吉御幸事、三院并若宮、  
廿三日、同帰立事、  
廿七日、春日行幸点地事、同御読経事、  
北野作文事、

四月  
二日、春日行幸奉幣事、  
十四日、齋院始御禊事、  
廿日、賀茂祭事、  
廿三日、吉田祭事、上卿不参、  
廿五日、同巡檢事、  
廿七日、同行幸事、

五月  
一日、日蝕事、  
九日、最勝講僧名定事、

二日、朝覲行幸事、  
三日、昨日行幸院御笛間作法事、  
五日、本新兩院依祈御幸法勝寺事、  
於殿下宿所被行叙位事、  
七日、白馬節会事、  
十四日、御齋会終事、秀才献册省門訪事、

二日、踏哥節会事、  
十八日、賭弓事、  
廿四日、於法勝寺被行千僧御読経事、  
十六日、齋院御着袴并魚味聞食事、(御子内親王)  
廿日、兩仙院参御石清水社事、

十三日、(御子内親王) 姫宮叙一品事、  
十九日、賀茂御幸事、兩院、  
廿一日、内文事、内親王位記 遺彼家  
廿四日、春日行幸御祈事、  
廿六日、召仰事、

同日、大命 同三年 正月 春夏冬二卷  
元日、院拜礼事、  
御遊、院令吹御笛事、  
三日、昨日行幸院御笛間作法事、  
五日、本新兩院依祈御幸法勝寺事、  
於殿下宿所被行叙位事、  
七日、白馬節会事、  
十四日、御齋会終事、秀才献册省門訪事、

廿八日、院御仏名事、藏人問公卿□□  
廿二日、御仏名事、  
廿八日、院御仏名事、藏人問公卿□□  
四月  
二日、春日行幸奉幣事、  
十四日、齋院始御禊事、  
廿日、賀茂祭事、  
廿三日、吉田祭事、上卿不参、  
廿五日、同巡檢事、  
廿七日、同行幸事、

五月  
一日、日蝕事、  
九日、最勝講僧名定事、



十日、卅講事、初齋院上卿行之如何、

十五日、相命僧都慶事、  
十六日、去春日行幸僧官賞事、

十九日、最勝講初日事、

廿一日、院大般若供養事、  
最勝講第三日、

廿三日、同結願事、

六月

(13才) 一日、法勝寺千僧、神今食以前如何、依雨延引、

十二日、解齋御粥事、

十三日、法勝寺千僧事、

十五日、祇園臨時祭事、

十月

五日、弓場始事、

十一月

四日、春日祭私奉幣事、

九日、殿下(藤原聖子)姫君叙三位事、依可入内、

廿九日、賀茂臨時祭事、

十二月

一日、内侍所御神樂事、

五日、太政大臣兼宣旨事、

七日、御元服事下知諸司事、

十六日、院御仏名事、

去任太政大臣仰詞事、

十七日、任太政大臣事、

廿一日、内御仏名事、

廿四日、除目事、

廿五日、下名事、

(13ウ)

廿六日、太政大臣立倚子事、

御元服由被申二陵事、

廿八日、最勝寺灌頂事、

去任太政大臣沙汰、

御元服習礼、

(14才)

廿九日、追儺事、  
盛家子童殿上、依御元服事也、

大治四年 春夏一卷

正月

一日、御元服事、

二日、同後宴事、

六日、叙位事、昨日依中日延引、

七日、賀表事、

九日、撰政(藤原聖子)姫宮入内事、

十日、同第二夜事、

十一日、同第三夜事、

十四日、御齋会終事、

十五日、躰隆(藤原)卿薨事、

十六日、女御露躰事、(藤原聖子)

節会事、

十七日、射礼事、

十八日、賭弓事、

廿日、朝覲行幸事、

廿一日、政始事、  
除目事、  
轉輪院御国忌事、

(14ウ) 二月

四日、女御大原野祭奉幣事、

八日、院孔雀經法結願事、

廿二日、前齋院千日講終事、(藤原親王)

廿四日、院尊陀羅尼事、

廿九日、仁王会事、

三月

三日、上巳日祓事、十日、内裏御遊事、

十二日、法勝寺千僧事、前齋院堂供養事、

十六日、臨時祭事、廿二日、季御読経事、廿五日、同結願事、

廿八日、撰政上表事、初度、

四月

一日、勝覺僧正入滅事、五日、小除日事、

六日、撰政表勅答事、八日、灌仏初齋院入野宮年行否事、

十日、潤月論事、撰政表、注也第三度、

十六日、吉田祭私奉幣事、十八日、御禊女騎馬可飾□□、

十九日、齋院入野宮給御禊事、同勅使事、

廿五日、賀茂祭事、廿六日、同還事、

五月

七日、円宗寺国忌使事、十七日、最勝講初事、

十九日、同第三日、廿日、同第四日、在僧事、

廿一日、同結願事、廿三日、近衛司作法故実事、

六月

二日、潤月論事、十三日、止雨奉幣事、

十四日、祇園会事、院御見物、内御方馬長被出立、

十九日、臨時仁王会事、小僧為宮御弟子事、

廿六日、可返流人事、

大治四年 秋冬一卷

七月

一日、撰政上表事、同勅答事、

六日、祈年穀奉幣事、七日、白河院令崩給事、

八日、法皇渡御事沙汰事、兩院令渡他所給事、

女院御産之間夜々儀事、

九日、新院御幸他所事、十五日、御葬送事、

十六日、上皇御服付重儀事、翌日被奏遺給事、

御方違方角禁忌事、

十四日、御盆使事、被奏遺詔事、

廢朝事、初七日事、

十六日、御骨事、廢朝事、上皇着御錫紵事、

院号事、

十九日、堀川院御国忌事、荒垣前々三重今度二重事、

開闔解陣事、法皇崩給被行非常赦事、

廿日、二七日御仏事、御法事沙汰事、

廿一日、尊勝寺御念仏終事、同結願事皇后宮御出家事、

廿六日、上皇御仏供養事、皇后宮御出家事、

廿七日、三七日御仏事、上皇始駕服御車事、

卅日、上皇御仏供養事、

閏七月

四日、四七日御仏供養事、十一日、五七日御法事、

二宮薨給事、十二日、上皇御仏供養事、

十八日、六七日御仏事、廿日、女院御産氣事、

御法事、廿一日、若宮御湯殿始事、

廿二日、皇子三ヶ夜兼日有議定事、

廿五日、正月御法事、上皇御供養事、

廿六日、御産七ヶ夜事、廿八日、同九ヶ夜事、

廿九日、已講寛信為惡僧欲被殺害之間馳□□

女院中事、

八月

二日、若宮御行始事、女院可令着服否事、

九日、女院着服御事、十一日、考定事、

(17才) 十六日、駒牽事、廿四日、若宮御五十日定事、

(一紙分欠)

(17才) 十一日、神今食事、十五日、御幸西三条殿事、

十六日、尊勝寺中堂供養事、

(18才) 廿日、内御仏名事、

廿六日、主上御元服後御覽吉書事、

大治五年 春夏一卷

正月

朔日、若宮御頂餅事、小朝拜事、節会事、

今年始有四方拜事、

三日、大殿若君昇殿事、

六日、叙位事、依申日昨日、十四日、節会事、

八日、女叙位事、北政所入内事、

十四日、御齋会終事、在僧 十六日、節会事、

被止賭弓事、

(18才) 廿八日、除目入眼事、廿九日、鴨井殿燒亡事、

二月

九日、立后兼宣旨事、十五日、院御念仏結願事、

十六日、補施藥院使事、十七日、女御退出事、依立后事□

廿一日、立后事、廿二日、同第二日事、

廿三日、同第三日事、廿四日、法勝寺千僧事、

廿六日、啓將還祿事、廿七日、仁王經御誦經事、在定、

廿九日、阿弥陀堂棟上事、在御幸、

三月

二日、中宮印文事、(藤原重子) 四日、土御門内裏修造後行幸事、

五日、中宮初諸社奉幣事、(白河天皇) 九日、中宮氏寺僧參賀事、

七日、故院御月忌事、

(19才) 十三日、松尾北野行幸行事所始事、

十六日、臨時祭事、廿五日、仁王会事、

廿八日、被作仁和寺御堂事、在御幸、

四月

三日、中宮立后之後入内事、祭除目事、

八日、行幸奉幣事、十一日、齋王御禊事、

十四日、賀茂祭事、十九日、殿下若君元服事、

廿五日、松尾行幸事、廿七日、行幸召仰事、

廿八日、北野行幸事、

五月

一日、東大寺千僧事、  
五日、五月五日当午日事、  
十日、最勝講事、  
十四日、同結願事、  
十九日、宰相典侍所勞事、

(19ウ)  
(六月脱カ)

十四日、祇園会事、

大治五年 秋一卷

七月

二日、九躰阿弥陀堂供養事、  
三日、宰相典侍仏事、自院有御沙汰、  
廿一日、同五七日事、  
廿五日、自院下給布施事、

八月

五日、七々法事、  
十七日、女子産事、

廿三日、小除日事、

九月

五日、院和哥会事、  
七日、院參籠広隆寺給事、  
九日、平座事、  
十日、女院(待賢門院)広隆寺參籠事、

(20才)

十三日、院自広隆寺出御事、

十一月

相嘗会御神楽事、

大治五年 冬一卷

十月

五日、除目入眼事、望名簿書様事、

補頭之由来告小舎人祿法事、  
六日、補藏人頭後朝事、所衆滝口列立□□  
示受賀人之事、

七日、問拝賀日事、下名事、

納之二人行之例事、

為慶賀主殿司入来事、

九日、貫首拝賀事、

十日、頭弁(藤原頼朝)從事、

禁色宣旨事、申慶賀於所々事、

院御装束所望事、

十一日、賜殿下御装束事、

初申吉書事、下吉書事、

十三日、日吉行幸定事、  
十四日、於院合議事、法金剛

可定申五節・臨時祭・行幸・舞人等事、

義親(源)兩人出来事、

十六日、滝口御物忌見參事、同書詩事、

神事人取布施沙汰事、御物忌時五節定事、資房記、

五節定文書様事、臨時祭定文書様事、

日吉行幸舞人定事、

十七日、御卜事、行幸調楽事、

十八日、陪從闕事、  
十九日、藏人所牒事、

廿日、舞人陪從闕申院事、

一二歌可勤仕人事、大田召人事、

(21才)

(20ウ)

南殿御拜間兼日沙汰事、

廿一日、大田召相論事、

滝口所衆申下知藏人事、

廿三日、宇佐使神宝始日時事、

宇佐使聴昇殿事、

廿四日、行幸調楽舞人三人間不舞事、

殿□□衆不入大歌召人事、

(21ウ)

廿五日□□事、大乘会袈裟催事、

御馬御覽兼三日可行事、寮御馬不足事、

行幸間御後兼日沙汰事、(藤原)法金剛院供養事、

廿九日、府生府奏事、宗輔着陣下吉書事、

府生府奏宣下事、八幡御神楽事、

卅日、弓場始事、宇佐使召役滝口事、

十一月

一日、忌火御飯事、御曆奏事、

神宝御覽沙汰事、

二日、後役陪従事、三日、宣命辞別事、

宣命草奏事、

四日、日吉行幸事、日吉行幸神馬有否事、

五日、翌日還御事、

(22オ)

主殿寮御産覆役官人必可供奉事、

日吉行幸賞例事、

七日、春日祭可被召御前兼日沙汰事、

廿二日、行幸奉幣事、在御拝儀、

宇佐召仰日時事、同召仰間沙汰事、  
八日、春日祭使出立事、神事人不向烧亡所□□

春日祭私奉幣事、

九日、平野祭事、

外宮金物奉送間可有奉幣事、

滝口可勤乘尻事、平野祭御禊事、

十一日、宇佐使進發日時事、

□□事、外宮金物可被副幣事、

□□事、籠纏頭事、

□□於陣下書事、

於路頭藏人頭逢大臣事、

(22ウ)

十一日、籠纏頭事、

十二日、奉幣依穢延引事、

十三日、義親被害事、

十四日、神宮奏状内覽事、

五節事、

十五日、殿上測醉事、

宮御方測醉事、御前試事、

十六日、童御覽事、齋院測醉事、

十七日、節会事、雲客参宮御方事、

公卿還昇事、節会国栖不参事、

小忌上卿不参事、

十八日、王祿事、宇佐使官符事、

宇佐使兼日沙汰事、

(23オ)

十九日、宇佐使進發事、官符請印事、

後齋御精進憚否事、同御禊事、

廿日、臨時祭摺袴上達部辭申事、

同御馬御覽事、

廿一日、舞人辭退事、吉田祭事、

臨時祭兼日沙汰事、

廿二日、賀茂臨時祭事、

廿三日、流罪事、<sup>(源)</sup>光信、依對馬□□

光信罪名事、

廿五日、伊勢奉幣事、

廿七日、小除日事、

十二月

(23ウ)

□□ 殿上遊興事、

院御熊野詣間殿上番事、

五日、輕服人不奉行内侍所御神樂事、

依御物忌不可出御内侍所事、

宇佐使間供御神事供魚味否事、

主殿司可賜例祿之由召仰一者事、

六日、官奏大臣可籠御物忌事、

主殿司賜祿事、

雖宇佐使間内侍所御神樂供魚味実否召沙汰事、

官奏御裝束事、

七日、官奏事、

(24オ)

官奏日次依為初度必於藏人所可勘申事、  
太白方破壁否事、官奏事、

御神樂兼日沙汰事、

八日、内侍所御神樂事、

藏人頭可為召人否事、

十一日、神今食事、

十三日、藏人從事々、

十九日、仏名事、

廿四日、院御仏名次有僉議事、

廿一日、荒奏事、

院御月忌憚有無事、

(24ウ)

□□

建久九年四月十日 見合大宮大納言殿本了

┌

(旧假表紙)

法性寺忠通公御記写歟

自天治元年迄

大治五年十二月

但天治三年為大治元年

與二建久九年四月十日

見合大宮大納言殿本了